

[事案 2019-85] 契約解除取消請求

・令和2年4月22日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月末に下咽頭腫瘍で入院し手術を受けたため、同年8月に契約した終身医療保険および9月に契約した終身保険にもとづき給付金を請求したところ、過去5年以内の健康状態について告知義務違反があったとして契約を解除された、しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 医師からは風邪としか聞かされておらず、声帯ポリープの診断は受けていなかった。また、告知日までに風邪の症状は改善されていた。
- (2) 募集人に風邪での受診について話をしたが、告知不要と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知の直後に再診していることから、申立人には、告知時にも声帯の腫れや声がれの症状があり、これを自覚していたと考えられ、告知が不要なケースである「入院なしで完治した風邪」ではないとの認識があったものと考えられる。
- (2) 募集人は、風邪による受診について話を聞いたが、通院は終了していると説明を受けていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込み当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。